

環境衛生課

▼いらなくなったテレビは適正に排出を！
家電リサイクル法に基づいた適正なリサイクルと不法投棄の防止にご協力ください。

適正なリサイクルの方法

①購入した販売店又は買い替える販売店に依頼(引取り義務のある販売店)

小売業者(家電販売業者)へご相談ください。
料金:リサイクル料金+収集・運搬料(販売店に確認してください)

②メーカーの指定引取り場所へ自己搬入

郵便局でリサイクル料金を支払い、受け取った家電リサイクル券を家電製品に貼って搬入してください。

●指定引取り場所

(株)丸総商店
福山市曙町4丁目2番14号
084・953・2288
備後通運(株)
福山市引野町4丁目1番51号
084・941・2508
料金:リサイクル料金+振込手数料

③引取り義務のある販売店がない場合
引越し等で購入した店が遠隔地となった場合や、閉店して存在しない場合は、町で引取りを行いますので、役場へ事前申込(搬入予定日の1週間前までに)を行い町処理手数料の納付を行い、郵便局でリサイクル料金を支払い、受け取った家電リサイクル券を持参して指定場所へ搬入してください。

●指定場所

クリーンセンターじんせき 福石高原町階見 1254番地1
搬入受入日時 月、水、金 午前9時~12時、午後1時~3時
料金:リサイクル料金+振込手数料+町処理手数料

テレビ以外にも、エアコン・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機が家電リサイクル法の対象です。適正なリサイクルにご協力をお願いします。

10月は浄化槽月間です

◆浄化槽の維持管理について
合併処理浄化槽は、きれいな排水を維持するため、適切で定期的な維持管理が必要です。このため「浄化槽法」で、浄化槽使用者が行わなくてはならない3つの義務が決められていますので、ご確認ください。

①保守点検

4カ月に1回(点検・調整・修理等 有資格業者に依頼)

②清掃

年1回(汚泥引抜・機器洗浄等 町許可業者に依頼)

③法定検査

年1回(水質検査・管理記録検査 県指定検査機関「社」広島県環境保全センター)「社」広島県浄化槽維持管理協会に依頼)

※点検、清掃の回数は最低回数で、使用状況等により増えることもあります。

●検査内容

- ガイドライン検査
・国(環境省)が示した検査項目である86項目全てを検査します。
○効率化検査
・外観検査項目を軽減し、水質検査項目など18項目(BODなど)に絞って検査します。

ガイドライン検査と効率化検査の実施年

Table with 5 columns: 23年度, 24年度, 25年度, 26年度, 27年度. Rows: 神石高原町, 効率化, 効率化, 効率化, 効率化, ガイドライン

*効率化とは効率化検査、ガイドラインとはガイドライン検査です。平成28年度以降については、平成23年度から同様の順で実施となります。

・法定検査を受検しない場合、改善命令等を受けます。これに違反した場合は30万円以下の過料の罰則を受けることとなります。
・法定検査は毎年1回の受検が必要です。なお、法定検査は2種類ありますので、詳しくは次表を参照ください。
・対象は合併浄化槽だけでなく単独浄化槽も対象となっています。
・法定検査依頼については、使用者と指定機関2者との3者による契約締結が必要となります。なお、契約については随時、指定機関よりお知らせがあります。

まちづくり推進課

秋の帝釈峡ウォーキングin神石高原

秋の名勝国定公園帝釈峡の迫力ある大自然と紅葉の中で、ウォーキングを楽しみますか?
●日時 10月30日(日) 午前9時~午後12時30分
●参加費 1人1,000円
●内容 上帝釈から帝釈峡スコラ高原までの約6.2kmを歩き、コース途中の畑で新鮮野菜を収穫します。また、同日開催の「ふれあい神石まつり」で使えるお買い物券もプレゼント。

対象者:福山市・府中市・神石高原町にお住まいの方
(※小学生以上/小学生は保護者同伴)

定員:50名
参加方法:電話、ハガキまたはファックスで名前・住所・電話番号・年齢(保険加入のため)を記入のうえ、お申し込みください。
申込締切:10月17日(月) 当日消印有効(申し込み多数の場合は抽選とします)

お申し込み・お問い合わせ先

神石郡神石高原町小島2025番地
〒720・1522
(神石高原町役場まちづくり推進課内)
福山・府中・神石高原交流連携
「体験交流型事業in神石高原」
実行委員会

建設課

11月1日からの入居者を募集します。

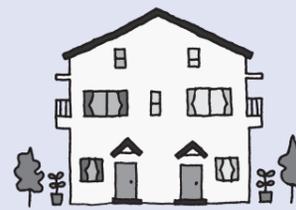
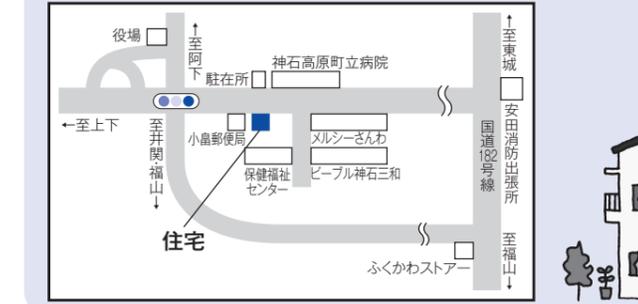
○住宅名 町営小島冬期生活支援住宅
○場所 神石高原町小島 1688番地4
○募集期間 10月14日(金)~10月28日(金)
○入居可能期間 平成23年11月1日~平成24年4月30日までの間
・特別な事情がある場合は、平成24年5月1日~10月末まで期間延長可能

冬期生活支援住宅入居者募集について

町内にお住まいの方で、冬期において、町立病院に通院している方、家族等が入院し介護等が必要な方、公共交通機関の利用が困難な地域に居住している方または冬期の生活に不安を抱える方に対して、安心して生活を送ることができる場を提供するための、「冬期生活支援住宅」の入居者を募集します。

- 募集戸数 2戸(2階2戸)
○住戸規模 2LDK
○家賃 一律 月額24,000円/戸当たり(敷金不要)(電気料金、上下水道料金、テレビ受信料、神石高原かがやきネット利用料込み)

- 仕様 ユニットバス、電気温水器、IHクッキングヒーター、水洗便所
○備え付け備品 テレビ、洗濯機、冷蔵庫、炊飯器、オーブンレンジ、電気こたつ、照明器具、カーテン
○入居資格 ・町内に住所を有する者のうち、次のすべての条件に該当する者
①本人及び生計を共にする世帯員全員が自動車運転免許を有していない者または有しているが運転困難な者
②町税を滞納していない者
③暴力団員でない者
・右記の者で、次のいずれかに該当する者
④町立病院に通院している者
⑤入居者の家族及び親族が町立病院に入院し、または介護老人施設等に入所し、介護または援助が必要な者
⑥現状の住居において、冬期生活が困難である



と認められる者
※募集期間内に応募がない場合は、随時募集とします。
○申込場所 建設課 または各支所町民課
※申込時の必要書類等は建設課にお問い合わせください。